南相馬市人権尊重まちづくり検討委員会

中　間　報　告　書

令和４年１１月

南相馬市人権尊重まちづくり検討委員会報告書

目　次

　１　中間報告にあたって　　　　　　　　　　　　　　　　・・・ Ｐ　１

　２　南相馬市人権尊重まちづくり検討委員会開催状況（開催

日時、各テーマと検討結果、概要）　　　　 　　　　　・・・ Ｐ　２

　３　人権全体に関する現状・課題についての検討結果（考察）・・・Ｐ　４

　４　分野別の人権問題についての検討結果（考察）

1. 女性の人権　　　　　　　　　　　　　　　　 　・・・Ｐ ６
2. 子どもの人権　　　　　　　　　　　　　　　 　・・・Ｐ　７
3. 高齢者の人権　　　　　　　　　　　　　　 　　・・・Ｐ　９
4. 障がいのある人の人権　　　　　　　　　　　　 ・・・Ｐ１０
5. 外国人の人権　　　　 ・・・Ｐ１２
6. インターネットやＳＮＳによる人権侵害　　　　 ・・・Ｐ１３
7. 性的マイノリティの人権　　　　　　　　　　 　・・・Ｐ１５
8. 犯罪被害者やその家族に関する人権　　　　　　 ・・・Ｐ１７
9. 働く人の人権　　　　　　　　　　　　　 　　　・・・Ｐ１８

　（１０）　新型コロナウィルス感染症に関する人権侵害　　 ・・・Ｐ１９

　（１１）　東日本大震災等の被害者に関する人権　　　　 　・・・Ｐ２０

５　今後の人権全体における市としての取組の基本的な方向性

1. 人権問題へ取り組むべき南相馬市の基本的な方向性・・・Ｐ２１
2. 条例制定にむけた検討　　　　　　　　　　　　　・・・Ｐ２３

# **１中間報告にあたって**

　市内の各団体より推薦された委員１５名と公募委員２名からなる「南相馬市人権尊重まちづくり検討委員会（以下「検討会」という）は、令和３年１０月以降、現在まで計７回の検討委員会を開催してきました。

この中間報告は、検討会の開催状況や検討会における検討結果と市民３０００人を対象として実施した人権に関する市民意識実態調査の結果・分析から南相馬市として取り組むべき人権問題の方向性を中間報告において整理したものであり、条例制定の必要性や条例制定に伴い、南相馬市人権尊重まちづくり基本方針の策定の有無などを進めるための報告書となっております。

南相馬市人権尊重まちづくり検討委員会

# **２南相馬市人権尊重まちづくり検討委員会開催状況**

第１回　令和３年１０月２９日（金）

　議　　事　（１）南相馬市人権尊重まちづくり検討委員会の概要について

　　　　　　（２）市民意識実態調査の実施について

　　　　　　（３）今後のスケジュールについて

　概　　要　・南相馬市人権尊重まちづくり検討委員会の概要について、人権

問題の現状や本市の対応、検討委員会の設置内容等について質

疑。

　・市民意識実態調査の実施及び調査項目について（案）の質疑。

第２回　書面開催（令和４年１月）

　議　　事　（１）南相馬市人権への取組み状況について

　　　　　　（２）人権尊重まちづくり検討委員会先進地視察研修について

　　　　　　（３）南相馬市人権に関する市民意識実態調査について（報告）

概　　要　　南相馬市の人権問題への取組状況について、各課の人権問題へ

　　の通報等件数や解決件数等についてや先進地視察研修の内容等

　　について書面にて説明。

第３回　令和４年３月２５日（金）

　議　　事　（１）人権意識実態調査結果と報告書（案）について

　　　　　　（２）人権尊重まちづくり検討委員会先進地視察（案）について

　概　　要　・人権に関する市民意識実態調査結果報告書と概要版について質

疑。

・視察研修先について、候補地の条例の特徴と制定までの状況から

視察研修先の検討。

第４回　令和４年５月２５日（水）

　議　　事　（１）南相馬市人権尊重まちづくり検討委員会の報告書（案）に

ついて

　　　　　　（２）（仮称）南相馬市人権尊重まちづくり条例」基本方針骨子

（案）について

　　　　　　（３）南相馬市人権尊重まちづくり検討委員会先進地視察研修に

ついて

概　　要　・報告書作成あたり、各検討委員へ「人権分野ごとの現状・課題」

の聴き取りの実施について検討。

・先進地視察研修については、国立市と狛江市とすることに決定。

第５回　令和４年７月２６日（火）

　議　　事　（１）南相馬市人権尊重まちづくり検討委員会先進地視察研修報告（２）南相馬市人権尊重まちづくり検討委員会報告書（案）

　概　　要　・国立市への研修結果及び狛江市の質問事項への回答結果につい

　　　ての報告。

・報告書（案）について、検討委員の方からの意見を基に作成した

内容について質疑。

第６回　令和４年８月２４日（火）

　議　　事　（１）南相馬市人権尊重まちづくり検討委員会報告書（案）につい

　　　　　　　　　て

　概　　要　・報告書は中間報告書とまとめの２回作成予定で進めること。

　　　　　　・中間報告書（案）の中の基本的な方向性の中で、条例の必要性や

条例制定の目的について検討。

第７回　令和４年９月２７日（火）

　議　　事　（１）南相馬市人権尊重まちづくり検討委員会（案）について

　　　　　　（２）南相馬市人権尊重まちづくり検討委員会スケジュール予定（修正）

　概　　要　　中間報告書（案）について、検討委員からの意見を基に修正した箇所及び今後のスケジュールの修正について質疑。

第８回　令和４年１０月２７日（木）

　議　　事　（１）南相馬市人権尊重まちづくり検討委員会報告書（中間報告）の決定について

　　　　　　（２）（仮称）南相馬市人権尊重まちづくり条例（素案）について

　概　　要　・前回からの検討内容により取り纏めた報告案について質疑。

　　　　　　・条例の素案の内容について検討。

第９回　令和４年１１月２５日（金）

　議　　事　（１）南相馬市人権尊重まちづくり検討委員会報告書（中間報告）について

　　　　　　（２）南相馬市の人権に関する条例の制定について

　概　　要　・これまでの中間報告書の検討内容の最終確認。

　　　　　　・（仮称）南相馬市ともによりそい・はぐくむ条例（案）についての質疑。

# **３人権全体に関する現状・課題についての検討結果**

（１）人権に関する国の動き

国は、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（以下、「人権教育・啓

発推進法」という。）」を平成１２年に施行した。

人権教育・啓発推進法では、人権尊重の緊急性に関する認識の高まりと不当

な差別の発生等の人権侵害の現状、その他の人権の擁護に関する内外の情勢

に鑑み、国と地方公共団体、国民の責務を明らかにし、「人権教育・啓発に関

する基本計画」を策定するなど、人権尊重社会の実現に向けた人権教育・啓発

を総合的かつ計画的に推進していくこととしています。

（２）南相馬市における人権侵害の現状

南相馬市は、平成２３年に発生した東日本大震災及び福島第一原子力発電

所事故（以下「原発事故」という。）の被災自治体であり、原発事故による風

評被害に加え、市民は被災者として１０年以上の長きにわたり原発事故に起

因する様々な誹謗中傷を受ける等、差別に晒されてきました。

また、令和２年から新型コロナウィルス感染症の感染者が確認され、感染拡

大に伴い感染者の方等に対する誹謗中傷や差別的扱いが、全国的に深刻な問

題となる中、本市においても全国と同様に感染者等への誹謗中傷がみられま

した。

（３）市民の人権への認識

南相馬市は、人権尊重のまちづくりを推進するため、令和３年度に「人権に

関する市民意識実態調査（以下「アンケート調査」という。）」実施しました。

アンケート調査の結果、「これまで自分や家族が人権を侵害されたことがあ

る」との回答が２５％、また「新型コロナウィルス感染症に関する人権」が「人

権問題としてとても関心がある」と回答した市民が３０％。「一人ひとりの人

権が尊重されていると感じていると思うが約２０％となっており、市民が人

権の保障を十分に得られていると感じられていない現状にあると考察できま

す。また、「人権が改めて尊重されていると感じる場面」については、「人権

が侵害された場合」や「人権が尊重されていない場合」に立ったときに、人権

というものを意識する事が多いのではないかと考えられ、アンケート調査か

ら「人権が尊重されていない」という面より「何が人権なのか」・「具体的に

身の回りにある人権問題」への認識が低いことが推察されます。

（４）人権への課題

　ア　個々の多様性と人権への配慮

本来、「人権」は、多様性を有する人それぞれにとって身近なものです

が、日常でほとんど「人権」を意識することがない人々にとっては、「人

権」は「社会的弱者のためのもの」と漠然として捉えられている傾向があ

ります。

多様性とは、個の人間として、日本人であったり、男性であったり、障がいがなかったりと、自分が人権に関わる様々な立場を持つ多様な存在であると　いうことを意味しており、市民が人権を他人事と捉えず、様々な立場から人権　を考えていくことが求められています。

また、アンケート調査の人権への対策として、「社会的に弱い立場にあ

る人に対する支援、救済策の充実」、「人権侵害を受けた人を救済する制度の充実」が最も多く、社会的に弱い立場にある方に対する支援や救済策

を充実させる取組みを進めることが必要なっており、人権がすべての人に　とって普遍的なものであるという理解をし、個々の多様性を受容し、人権問題を多様な人の集合体である社会全体の問題として位置付けていくことも重要な課題であるといえます。

イ　人権啓発

アンケート調査での「今後の人権啓発の進め方」では、「学校における人

　　権教育を進める」が最も高く、次いで「市の広報誌・ホームページ等による

　　啓発を行う」となっています。

人権啓発として、学校における幼少期からの人権教育と広報誌やホーム

　　ページ等を通じた地道な啓発活動に加え、人権意識の向上と定着に向け、有

　　効な手法を活用した人権啓発の充実が今後の課題となっています。

ウ　人権教育

学校教育においては、道徳の時間をはじめ、あらゆる場面で人権を意識し

ながら教育活動が実践され、人権に関する知的理解をもとに豊かな人権感

覚を醸成するための取組を行っておりますが、一方、企業や社会で人権尊重

の精神を意識付ける取組が広まって行く必要があります。

エ　新たな人権への対応

時代の変化に呼応し、LGBTやSNSに関する人権や、ヤングケアラー等、

新たな人権への関わりが問題となっており、人権教育と同時に地域への啓　発を発信し、大人への人権教育と問題解決への取組み方などの周知が必要であります。

# **４　分野別の人権問題への検討結果**

（１）女性に関する人権

　　ア　国の取り組み

国は、平成１３年に「ＤＶ防止法」を制定し、女性に対する暴力の防止に向け、法整備を行い、また、平成２７年に「女性活躍推進法」が制定され、働く場での活躍を希望する女性の個性と能力が発揮された社会の実現のための取り組みが進められています。

　　イ　アンケート調査の結果

アンケート調査結果での女性に関する人権の関心については、「とても関心がある」と「関心がある」で全体の約6割となっています。

次に女性への差別については、「おおいにある」と「多少ある」で全体の約5割となっており、更に、「女性の人権上の問題」については、「職場における差別扱い」が最も高く、次いで『「男は仕事、女は家庭」といった考え方』となっています。また、女性の人権を守るために必要なことについては、「女性が働きやすい社会システムにする」が最も高く、次いで「男女平等や性についての教育を充実する」となっています。

　　ウ　女性の人権に関する課題

国は女性の人権に関する社会システムの整備が進められていても、依然として、社会や家庭における女性に対する意識、また、特に男性優位社会などの固定的観念が根強く残っており、女性の社会進出等への環境改善のネックになっていると考えます。

性別に関わらず個人として女性が尊重されるよう、人権教育や啓発を通して男女共同参画の意識醸成を図っていくとともに、女性が働きやすい環境づくりを進めていくなかで、男女のバランスの取れた社会システムへの確立に向けた取り組みが求められています。

（２）子どもに関する人権

ア　国の取り組み

国は、平成６年に国連で採択された「子どもの権利条約」を批准し

子どもの最善の利益を守り、健やかな発達と子ども独自の権利を擁護することを合意しました。また、平成２５年に「いじめ対策法」を制定し、社会状況を踏まえた子どもを取り巻く課題への対応が進められています。

　イ　アンケート調査の結果

アンケート調査の結果では、「子どもに関する人権」について、「とても関心がある」と「関心がある」で全体の約7割を占め、本市では、子どもの人権に対して高い関心を持っています。

また、「差別」については、「おおいにある」と「多少ある」が全体の約４割となっており、子どもへの差別が社会に内在化している結果となりました。「子どもの人権上の問題だと思うこと」については、「仲間はずれや無視、暴力やいやがらせ等のいじめをすること」が最も高く、次いで「いじめをしている人やいじめられている人を見て見ぬふりをすること」となっています。

　　　「子どもの人権を守るために必要なこと」については、「自分を大切にし、また、他人も大切にする思いやりを教える」が最も高く、次いで「家庭内の人間関係を安定させる」となっており、多角的な対応が必要となっています。

　ウ　子どもの人権に関する課題

**①**ヤングケアラー

子どもの人権として、子どもが家族の世話をすることで自分の学習時間が少なくなったりするなど、ヤングケアラーが昨今取り上げられ

国の調査によると、小学６年生で、約１５人に１人がケアラーと判断できるとの結果が発表されています。

このことは、子ども自身がケアラーであることの自覚がなく、地域コミュニティの希薄により子ども達への目が届きにくいことが一つの要因とも考えられます。先ずは、子どもの様子から早期にヤングケアラーを発見し、学校と家庭、そして行政や地域が相互に連携し、ヤングケアラーへの支援体制を整備することが求められ、特に学校の役割は大きく、家庭生活の状況に応じて、子どもが「自分を大切にし、他人も大切にする」という思いやりの心の育みが大切です。関連団体のサポート体制の整備が求められます。

　**②**児童虐待

児童虐待は、家庭の外から見えにくい場所で起き、その早期発見に併せ、虐待などの人権侵害に適格に対応できるよう、関係機関との連携を強化していくとともに、人権尊重の心を育てる教育や相談支援体制の充実が求められています。

また、起こった事例への対処は当然ですが、人権侵害が起こらないよ

うにするため子育て支援サポートに合わせた親への人権教育も必要です。

　　　　学校においては、人への多様性を理解し共に尊重しあいながら生活することの大切さを指導していますが、日常生活の中で暴力的なＴＶ番組やネット動画に触れて育った大人に、子を慈しみ育てることの大切さを理解させることの難しさも指摘されています。

　**③**いじめ

　　　　いじめは、子ども同士の人権侵害にあたりますが、大人が子どもの人

権を軽んじていることについても、目を向ける必要があります。

また、虐待や体罰などは、子どもの心の成長に大きく影響を及ぼすこ

とを、皆が理解して行動することができれば、子どもは安心して生活で

きると考えられます。

（３）高齢者に関する人権

ア　国の取り組み

国は、平成８年に「高齢社会対策大綱」を策定し、平成１２年には「介護保険制度」を導入し、社会全体で高齢者を支える仕組みづくりが進められています。また、平成１８年には「高齢者虐待防止法」が施行され、高齢者への虐待からの救済や、介護者の支援に関する取り組みが進められています。更に、平成２８年に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行され、認知症等の判断能力が不十分な高齢者を守る成年後見制度に関する施策が推進されています。

　　イ　アンケート調査の結果

アンケート調査結果では、「高齢者に関する人権」について、「とても関心がある」と「関心がある」で全体の約7割となっています。また、「差別」については、「おおいにある」と「多少ある」で全体の約5割となっています。また、「高齢者の人権上、問題だと思うこと」については、「在宅で生活する場合の支援が十分でないこと」が最も高く、次いで「病院や福祉施設の介護サービスが十分でないこと」となっており、「高齢者の人権を守るために必要なこと」については、「自立して生活しやすいまちづくりを進める」が最も高く、次いで「高齢者に配慮した防犯・防災対策を進める」となっています。

ウ　高齢者の人権に関する課題

高齢者の人権や生命を守るためには、医療・介護体制の整備の充実と、支援体制の整備を地域が一体となり取り組む必要があります。また、家庭での介護が行き詰らないよう、在宅介護の支援体制の充実に加え、高齢者施設等の整備や人員の充実拡大を図り、介護士や医療従事者などの育成や研修と待遇改善に努め、医療や介護の人的困窮を生じないようにするとともに、関係者がボランティア精神で新しい広がりをつくっていくように繰り返し啓発していくことが求められています。こうした地域が一体となった取組みを進めることにより、高齢者のいる家族での絆が意識させることができます。一方で高齢者をターゲットとする犯罪の防止に加え、自然災害発生時等での高齢者への見守りや支援を通じた、地域コミュニティの構築が課題となっています。

地域で高齢者が安心して生活できるように、行政は高齢者の人権に配慮しながら取り組みを進めていく必要があります。

（４）障がいのある人の人権

ア　国の取り組み

　　　　国は、平成１９年に署名した「ＷＨＯ障害者権利条約」を平成２６年

に批准し、平成２６年に「障害者雇用促進法」を改正するとともに、平

成２８年に「障害者差別解消法」の制定等、障がい者の自立や障がいの

特性を踏まえた権利擁護に関する取り組みを推進しております。

　　イ　アンケート調査の結果

アンケート調査結果では、「障がい者に関する人権について」、「とて

も関心がある」と「関心がある」で全体の約７割となっています。また、

差別については、「おおいにある」と「多少ある」で全体の約６割となっ

ています。また、「障がい者の人権上、問題だと思うこと」については、

「就労の機会不足や就職活動、職場において不利な扱いを受けること」が

最も高く、次いで「交通機関、道路、建物等の利用に支障があること」と

なっています。「障がい者の人権を守るために必要なこと」については、

「学校教育の中で、障がいのある人について理解する教育を充実させる」

が最も高く、次いで「安心して外出できるように、建物の設備や公共交通

機関を改善する」となっています。

　　ウ　障がい者への差別の事例

　　　　障がい者に対する差別の事例として、次のことが上げられます。

　　　　⓵保育園行事で、障がいを理由にみんなと一緒の行動ができないた

め、園から休園するよう言われた

　　　　⓶親の耳が聞こえないことで、子どもがいじめられていた

　　　　⓷障がい者が行動するのに、時間がかかり健常者に舌打ちされた

　　エ　障がいのある人の人権の課題

これまで障がい者のある人が日常生活において制限を受けるのは「そ

の人に障害があるから」であり、訓練やリハビリによって乗り越え

 　　るべきであると考えられてきました。今では社会が「障害」を作り出して

いるのため、社会がそれを取り除いていかなければならないとする考え

方が浸透しています。「障害」は個人の問題ではなく、社会の問題なので

す。

令和４年９月９日ＷＨＯ障害者権利委員会から日本政府に９２項目の

勧告（総括所見）が出されました。障害のある人への人権尊重はまだ進ん

でいません。「自立した生活および地域生活の包容」、どんな障害があっ

ても本人が望む地域で、当たり前に暮らす生活ができ、障害のある子もな

い子も共に学ぶ「インクルーシブ教育」へ向けての推進が求められていま

す。分離教育は分断した社会を生み出します。インクルーシブ教育は共

に生きる社会を作る礎になると期待されます。

（５）外国人に関する人権

ア　国の取り組み

　　　　国は、多文化共生社会を目指し、平成７年に「人種差別撤廃条約」を批准し、人種・民族等を理由とするあらゆる差別の撤廃に対する取り組みを

進めています。また、平成２８年に「ヘイトスピーチ解消法」が施行され、ヘイトスピーチを抑止・解消する取り組みが進められています。

　　イ　アンケート調査の結果

アンケート調査結果では、「外国人に関する人権」について、「とても

関心がある」と「関心がある」で全体の約４割となっています。また、

「差別」については、「おおいにある」と「多少ある」で全体の約４割となっています。「外国人の人権上の問題」については、「就職活動や職場において不利な扱いを受けること」が最も高く、次いで「習慣等が異なるため、地域社会で受け入れられにくいこと」となっています。

また、「外国人の人権を守るために必要なこと」については、「外国人の文化や伝統を尊重し、共生していける教育を進める」が最も高く、次いで「地域住民との交流を図り、お互いに理解を深める」となっています。

ウ　外国人の人権に関する課題

本市では、原発事故以降少子高齢化が加速し、就業人口が減少しており、

外国人の就労が今後増加することが予測され、外国人への人権への関

心が高まることが想定されます。外国人との多文化共生への醸成に向け、人種・国籍を越え共に違いを認めあえる「まちづくり」が求められています。日本国憲法における国民の平等権は、外国人も保障される基本的人権　と考えます。外国人は「言葉・制度・習慣の３つの壁」があり、地域に馴染むまで時間がかかります。さらに、最も重要なことは、人権侵害にあう環境にありながら身近に相談などをするところがないことです。

本市に来ている外国人は、技能実習生を含め労働者が多くなっていま

す。南相馬市では、「在住外国人支援」と「在住外国人との多文化共生」

への取り組みを令和３年度から開始し、令和４年４月、市が中心となり在

住外国人への支援組織を立ち上げ仲介や相談をしています。本市に来て

いる外国人には、それぞれの理由があって在住しており、市民は個々の外

国人の立場を理解し接する必要があり、また、外国人も日本人と同じ人権

が尊重されるということを正しく理解するような教育が重要であるとい

えます。

（６）インターネット・ＳＮＳ等による人権侵害

ア　国の取り組み

インターネットの掲示板等に公表する行為により、被害者が大きな精

　　　神的苦痛を受ける「リベンジポルノ」被害の発生などの実情に鑑み、国は、

　　　平成２６年に「リベンジポルノ被害防止法」を施行しました。一方で、イ

　　　ンターネットの掲示板やＳＮＳの普及に伴い、それらの利用により、他人

の人権を侵害してしまう事件が発生しており、インターネットでの人権

侵害を防ぐことが課題になっています。

　イ　アンケート調査の結果

アンケート調査結果では、「インターネットやＳＮＳに関する人権」

について、「とても関心がある」と「関心がある」で全体の約５割とな

っています。また、差別については、「おおいにある」と「多少ある」

で全体の約４割となっています。また、「インターネットやＳＮＳの

人権上、問題だと思うこと」については、「他人の誹謗中傷や差別的表

現等を掲載すること」が最も高く、次いで「個人情報が流出している

こと」となっています。「インターネット上の人権を守るために必要

なこと」については、「不当・違法な情報発信者に対する監視・取り締

りを強化する」が最も高く、次いで「プロバイダに対し情報の停止・

削除を求める」となっています。

ウ　インターネット等での人権に関する課題

インターネットには、コミュニケーションの輪の広がりや距離を気に

せず人と交流できるといった大変有用な側面がある一方で、インターネ

ットを悪用した行為も急増しており、残念ながら、他人への中傷や侮辱、

無責任なうわさ、特定の個人のプライバシーに関する情報の無断掲示、

差別的な書き込み、インターネット上でのいじめ等、人権侵害につなが

る情報があふれています。また、自死の仲間をインターネットを通じて

募るなど、身体生命への危険を感じさせる情報や、児童ポルノや違法コ

ピー等、それ自体犯罪であるコンテンツもあり、実際に有害情報によっ

て犯罪に巻き込まれる人権侵害事案も発生しています。

インターネット上の人権侵害については、市民のだれもが加害者に

　　被害者にもなり得ます。また、匿名を悪用し、人権侵害につながるよう

な投稿により、被害者から損害賠償請求を受けたり、侮辱罪や名誉棄損

罪等の処罰の対象にもなり得ます。更に、子どもがトラブルに巻き込ま

れる事案も散見されており、まずは、家庭や行政、教育現場が連携し、

情報リテラシーと情報モラル教育に注力し、SNS等を危険だからと遠ざ

けるのではなく、その有用性を十分に理解した上で自分の身を守り、他

者の人権を侵害することのない利用の仕方を学ぶ機会を設けることが

肝要です。

市民が人権侵害から身を守るためには、市民一人ひとりが発信者とし

　　　　てのモラルと人権意識を高め、自らが発信する内容に責任をもつとと

もに、インターネット上の情報を利用する際には、その真偽を確かめ、

誤った情報に惑わされることのないよう情報源の信頼性を確認するよ

う啓発していくこと、更に、困ったときに相談できる体制を整えておく

ことで、全ての人の人権が尊重される豊かなインターネット社会につ

ながるといえます。

（７）性的マイノリティの人権

ア　国の取り組み

国は、平成１６年に「性同一性障害特例法」を施行し、一定の条件を満たす人について戸籍の性別変更の条件が緩和されました。また、平成２８年には、厚生労働省が「事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずるべき措置についての指針」の中で、『被害を受けた者の性的指向・性自認にかかわらず、職場におけるセクシュアルハラスメント』もこの指針の対象であることが明記されました。更に、令和４年４月からは中小企業事業主に対しても「改正労働施策総合推進法」いわゆるパワハラ防止法が適用されることになり、すべての企業にＳＯＧＩ（性的指向・性自認)ハラスメントの防止措置を講じることが義務付けられました。

　　イ　南相馬市の取り組み

南相馬市においては、令和５年までを計画期間とする第３次南相馬市男女共同参画計画の基本目標Ⅰ「人権尊重と男女共同参画の推進」において「性的マイノリティ等多様な性への理解促進と支援」の具体的な施策として「（１）性に関する教育・啓発の充実」を掲げ、人権教育の充実と学校教育を通じた意識の啓発を行うこととしています。

　ウ　アンケート調査の結果

アンケート調査結果では、「性的マイノリティ(ＬＧＢＴ等)に関する人権」について、「とても関心がある」と「関心がある」で全体の約４割となっています。また、差別については、「おおいにある」と「多少ある」で全体の約４割となっています。また、「性的マイノリティ(ＬＧＢＴ等)の人権上、問題だと思うこと」については、「性的マイノリティについて理解が足りないこと」が最も高く、次いで「差別的な言動（悪口、いやがらせ等）を受けること」となっています。

また、「性的マイノリティ(ＬＧＢＴ等)を守るために必要なこと」については、「学校において、理解を深めるための教育を進める」が最も高く、次いで「働きやすい職場環境をつくる」となっています。

　エ　性的マイノリティの人権に関する課題

性的マイノリティに関する人権への対応の現状は、人権教育として講座・セミナーの開催や相談窓口の開設がされていますが、十分であるとは言えないため、今後は性的マイノリティについて市民に広く周知していくとともに、教育機関や職場等へ理解促進を進めていくことが必要です。また、性的マイノリティで差別を受けるといった人権を侵害されるリスクのある場所として、長時間を過ごすことが多い学校や職場であることに鑑み、学校教育に加えて、中小企業に対する研修等の場でも、他種のハラスメントと同様、SOGIハラスメントについて理解を深めてもらうことが必要であり、差別等による被害を受けた際の相談窓口や、被害者の支援体制の充実に併せ、講座やセミナーなども、性的マイノリティにテーマを限定するのではなく、事業者向けであれば職場環境の改善、学校現場向けであれば、いじめ防止など、他の主要なテーマと関連付けることで、関心及び理解を多方面に広げることが重要となってきます。

（８）犯罪被害者やその家族に関する人権

ア　国の取り組み

国は、平成１７年４月に｢犯罪被害者等基本法｣を施行し、犯罪による直接的な被害だけでなく、精神的な被害及び日常生活への支援に対して取り組みが進められています。また本法に基づく「第４次犯罪被害者等基本計画」において、政府全体が講ずべき犯罪被害者等（犯罪等の被害者、その家族・ご遺族）のための施策がとりまとめられました。

　イ　アンケート調査の結果

アンケート調査結果では、「犯罪被害者とその家族の関する人権」について、「とても関心がある」と「関心がある」で全体の約５割となっています。また、差別については、「おおいにある」と「多少ある」で全体の約５割となっています。「犯罪被害者とその家族の人権上、問題だと思うこと」については、「事件が周囲のうわさになったり、好奇の目でみられたりすること」が最も高く、次いで「報道等により、私生活の平穏が保たれなくなること」となっています。

　ウ　犯罪被害者やその家族の人権に関する課題

　　　　犯罪被害は、犯罪等により生命を奪われ家族を失い、財産を奪われるなど、様々な被害をうけるだけでなく、自分やその家族が犯罪行為等の対象となったということへの精神的被害を受けます。犯罪の被害だけでなく、報道等によって犯罪被害者家族の情報が広まることで、二次的な被害を受けることが問題となっており、プライバシー等の保護や相談等の支援を通して平穏な生活を支援することが求められています。

犯罪被害者の人権については、犯罪被害者等の意見と、報道の自由や国民の知る権利を理由とするマスコミの要望があるため、プライバシーの保護情報の公益性等の事情を個別具体的な案件ごとに配慮する必要があります。また、ＳＮＳによる情報拡散の影響力の大きさもあることから、今後も難しい問題です。

内閣が示した第３次犯罪被害者等基本計画に基づいた個別の相談窓口の設置等による相談体制の充実、関係機関・団体の連携など、犯罪被害者等が相談しやすい対応や，犯罪被害者の負担軽減にも取り組んでいますが、今後も支援の充実が求められます。

（９）働く人の人権

　　ア　国の取り組み

　　　　国は、平成２９年に「男女雇用機会均等法」及び「育児・介護休業法」

　　　を正施行し、事業主に、職場におけるセクシュアルハラスメントや妊

娠・出産・育児休業等に関するハラスメントについての防止措置を義務づ

けるとともに、令和元年には「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇

用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」等を改正し、パワーハラス

メントについても防止措置を事業主に義務づけました。

　　イ　アンケート調査の結果

アンケート調査結果では、「働く人に関する人権」について、「とても

関心がある」と「関心がある」で全体の約７割となっています。また、「差

別」については、「おおいにある」と「多少ある」で全体の約５割となっ

ています。「働く人の人権上、問題だと思うこと」については、「正規雇

用と非正規雇用に待遇（同一労働同一賃金でないこと等）の差があること」

が最も高く、次いで「長時間労働が常態化して、仕事と生活の調和が保て

ないこと」となっています。

　　ウ　働く人の人権に関する課題

長時間労働、正規・非正規雇用の待遇差、同一労働・同一賃金、性別・

国籍による待遇差、パワーハラスメント、退職勧奨や不当労働などの問題

に対しては、労働者の権利を保障するために様々な法整備がされている

ことから、これら事案に対して厳正に対処するべきでありますが、雇用さ

れている立場である働く側は雇用主に対して働く側の権利・人権につい

て主張しづらい環境にあります。さらに、働く側の人権侵害を防ぐために、

働きやすい環境づくりの啓発を進めていくとともに、被害にあった際の

相談体制及び救済措置の整備が求められています。

また、働く人の人権は、各法律を遵守することで守られているなか、法

の下の平等からすると雇用する側にも人権の配慮があるべきとの意見も

見られています。

（１０）新型コロナウィルス感染症に関する人権侵害

ア　国の取り組み

国は、令和３年に「新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正す

る法律」を施行し、新型コロナウィルス感染症の感染者やその家族、医療従事

者等の人権が尊重され、差別的な取扱いを受けることのないよう、新たに偏

　見や差別を防止するための規定が設けられました。

イ　アンケート調査の結果

アンケート調査結果では、「新型コロナウィルス感染症に関する人権」につ

いて、「とても関心がある」と「関心がある」で全体の約７割となっています。また、「差別」については、「おおいにある」と「多少ある」で全体の約６

割となっています。「新型コロナウイルス感染症の人権上、問題だと思うこと」

については、「感染者やその家族について、うわさされたり、誹謗中傷（ひど

い悪口）をされたりすること」が最も高く、次いで「感染者の子どもが、いじ

められたり登校・登園を拒否されたりすること」となっています。

ウ　新型コロナウイルス感染症に関する人権侵害に関する課題

学校では、感染による誹謗中傷などのいじめが生じないよう、前もって学級内で話し合ったり、道徳の授業内で相手の立場や気持ちを考えたりする教育活動を意図的に行っています。また、新型コロナウイルス感染症が、私たちの日常生活を脅かす存在である限りは、感染者、医療従事者及びその家族への偏見・差別、更に、新型コロナワクチンの接種に関する偏見・差別等の問題は、収束せずに拡大していくと考えられ、地域住民の最も身近な人権問題として関心が高いと思われます。

新型コロナウイルス感染症に関する誤った知識をなくすため信頼できる正しい知識を広く周知することと、確実でない無責任な情報に惑わされることがないように丁寧な情報と生活の仕方や、誤解や偏見に基づく差別を行わないよう市民に繰り返し呼びかけを行うとともに、差別を受けた方が、利用しやすい相談窓口の周知も重要であり、今後、同様の感染症の発症に備えた体制づくりの構築が必要であります。

（１１）東日本大震災等の被害者に関する人権

　ア　国の取り組み

国は、根拠のない思い込みや、偏見による東日本大震災（原発事故含む）の被災者の人権被害等について対応するとともに、新たな人権侵害の発生を防止するため，シンポジウムの開催や啓発動画の掲載等の各種人権啓発活動を実施し、人権相談、調査救済活動に取り組んでいます。

　イ　アンケート調査の結果

アンケート調査結果では、「東日本大震災等の被災者に関する人権」について、「とても関心がある」と「関心がある」で全体の約７割となっています。また、「差別」については、「おおいにある」と「多少ある」で全体の約５割となっています。「東日本大震災等の被災者の人権上、問題だと思うこと」については、「被災者が生産した食品等が風評被害をうけること」が最も高く、次いで「被災者ということで、誹謗中傷（ひどい悪口）をされたりすること」となっています。

ウ　東日本大震災等の被害者に関する人権

　　　東日本大震災・原発事故が発生し１１年が経過し、発災時と比較して国民

に放射性物質等の関する正しい情報が国民の提供されたことにより、一定

程度の風評被害は低減さているものの、依然として、風評や偏見が内在して

いる状況にある。

　　　このことから、被災者が不当な人権侵害を受けることのないよう、継続し

た正しい知識と情報の発信及び啓発活動が求められています。

# **５　今後の人権全体における市としての取組の基本的な方向性**

（１）人権問題へ取り組べき南相馬市の基本的な方向性

　　　南相馬市が東日本大震災及び原発事故という未曽有の災害を乗り越え、「１００年のまちづくり」を進めるためには、市民がそれぞれを理解し、尊重し、共に助けあえる社会を南相馬市の基本とすることが必要です。

人権に関する市民アンケート調査結果に基づく、人権に関する課題や問　題を踏まえ、南相馬市として、人権問題に取り組むべき南相馬市の方向性は、次のとおりです。

|  |  |
| --- | --- |
| 1　人権教育の推進 | ◆方向性１：学校等における人権教育の推進◆方向性２：職場や団体、サークル等における社会教育・生涯学習を通じた人権教育の推進 |
| ２　人権啓発の推進 | ◆方向性１：市民への人権啓発◆方向性２：企業等への人権啓発◆方向性３：メディア等を活用した人権啓発 |
| ３　相談・支援体制の充実 | ◆方向性１：相談体制の充実◆方向性２：見守り体制の強化◆方向性３：人権侵害を受けた人の保護施設等の確保◆方向性４：不当な差別を受けた人への救済措置 |
| ４　人材の育成・確　　保 | ◆方向性１：行政職員及び相談員への研修◆方向性２：教職員への研修◆方向性３：医療・福祉関係者への研修◆方向性４：関係機関との連携強化 |

人権への主な取り組みについて「教育」・「啓発」・「相談・支援体制」・「人材育成・確保」の４つの柱に方向性定め、取り組みを進めることが必要です。

アンケート調査の結果では、様々な人権への理解促進を図るためには、幼少期からの早い段階での人権教育の推進が求められており、また、教育機関での人権教育を進めていくことで、将来を見据えた人権への高い意識醸成を進めていくことが考えられます。

子どもたちへの早い時期からの人権教育は有効ですが、人権問題は、幅が広く、すべてを網羅し学校でこれを全て指導していくことは困難であり、人権への教育を学校教育だけに委ねるのではなく、社会教育や家庭教育等、子どもの教育に関わるあらゆる場面を通じて、実践していく取組みが望ましいと考えます。

更に、年齢別における人権意識の醸成にあたっては、メディアやＩＴを活用するとともに、高齢者等にもわかりやすい方法を取り入れた啓発を実施するなど、すべての市民に浸透するようなきめ細かで、多様な取組みを推進していくことが大切です。

人権侵害を受けた市民への支援については、被害防止に向けた見守りを強化するとともに、被害を受けた市民に対して相談・支援・保護等の体制を充実していくことで、支援につなげやすい仕組みづくりの構築が考えられます。さらに、不当な差別を受けた市民に対する救済のための措置の在り方の検討が必要です。

以上の取り組みを進めるためにあたっては、専門的な知識・スキルを有する人材として、行政職員、教職員、福祉関係者等が上げられ、これら職員等への研修や講習会の参加を促し、人材の育成・確保を図るとともに、関係する機関が相互に連携・協力する仕組みや体制の構築が必要であると考えられます。

　市が進める「１００年のまちづくり」の根幹として、この取組みを位置づけし、広く市民を巻き込み、人権への「啓発」と「実践」を行うことで、「民主的なまちづくり」を進めていくべきです。

（２）条例制定に向けた検討

ア　条例制定に向けた課題

①条例の対象範囲

分野別の人権問題については、報告書や計画書へ盛り込むため、「人

権全般」を対象とします。

②無関心層への対応

市の取り組む姿勢を目に見える形で行うため、人権を意識した取組

みを見える形で実施しながら啓発を継続していくこととします。

イ　条例の方向性

①条例の必要性

　　　　東日本大震災の復旧・復興や放射性物質の除染のため、多くの作業

員等関係者が本市で活動をしました。その中には人権侵害ともとれる

差別等があり、また市民においても震災の被災者であることにより人

権侵害を受けたことがありました。震災関連の人権侵害以外でもＤＶ

や児童虐待、高齢者虐待、いじめといった事案もみられます。

市は「１００年のまちづくり」にあたって、家族と友人とともに暮ら

すまちづくりを進めるため、市民一人ひとりが個性を豊かに発揮し個々

の人権を尊重し、共に認めあい、輝きと安らぎのあるまちづくりを目指し、

市民が「人」を大切にし、個々の尊厳を守る意識を全ての市民が、共有し

人権への理解や認識を正しく深めてもらうためにも、人権尊重まちづく

り条例が必要と考えます。

②条例制定の目的

全ての市民が不当な差別を受けることなく、一人ひとりの人権が尊重

され、お互いを尊重し合う意識の土壌、基盤つくりに取り組んでいき、

社会生活の中で、すべて人権を意識した行動・暮らし・まちづくりを推

進し、個人の人権や多様性が尊重され、生き生きと暮らせる地域社会を

めざすことを目的とします。

　ウ 主な条例で定める具体的な取組み

　　　　・基本方針を定める

　　　　・推進会議の設置

　　　　　　人権啓発や教育の計画をする等、人権施策を総合的に推進するための会議を行う

南相馬市人権尊重まちづくり検討委員会

令和４年１１月

事務局　南相馬市　市民生活部市民課

電話　0244-24-5297